

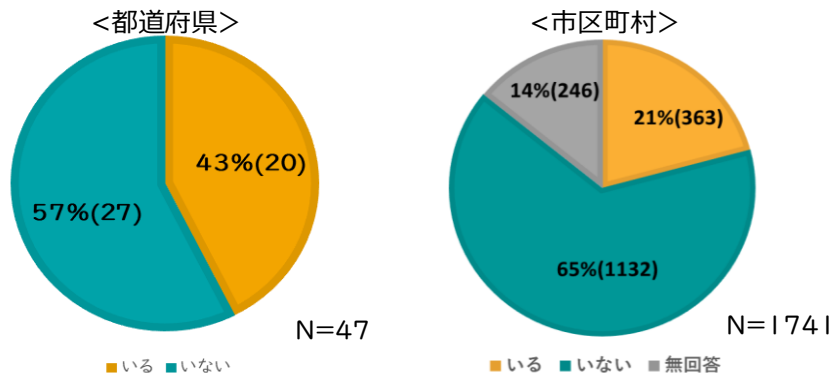
**保育の質の確保・向上、安全性の確保
： 保育の質の確保・向上**

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：保育の質の確保・向上

現状・課題等

- 保育所等における保育の質の確保・向上を図るためには、各保育所等内の取組とともに、地域全体で持続的に取り組むことができる体制整備が求められる
- しかし、自治体において保育の質の確保・向上を中核的に担うべき、いわゆる保育指導職が十分に配置されておらず、また、保育の質の確保・向上に当たり大学や指定保育士養成施設と連携している市区町村は1割程度という状況がある

■各自治体における保育指導職の配置状況（令和6年4月現在）



※出典：こども家庭庁調べ

- 保育所等では、自己評価が義務付けられているとともに、より多様な視点を取り入れる方法の一つとして、第三者評価の実施が努力義務となっているが、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分踏み込めていないといった指摘がある
- 自己評価等に関する助言を行うために都道府県・市町村において保育所等への巡回支援の取組を進めているところ、各地域における課題を踏まえた一層の効果的な実施を促進することが必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進め、保育の質の確保・向上を図る



✓対応のポイント

- 地域の保育の質の確保・向上に向けた体制整備
- 研修内容の充実と機会の確保
- 巡回支援や第三者評価等の推進

【保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進】

- 地域の実情を踏まえつつ、保育指導職の配置や、大学や指定保育士養成施設等との連携により、自治体が中核となり地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備を進める

【巡回支援の推進】

- 地域における体制整備の促進や評価の推進と連携した効果的な巡回支援による保育所等の支援を推進する

【保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進】

- 各地域の保育指導職等のための「保育実践充実推進のためのセミナー」の開催や各種調査研究等を通して、保育所保育指針等に基づく多様な取組や成果の共有、現場同士の学び合う開かれた取組を促進し、保育の質の確保・向上を推進する

【保育士等の養成や研修の充実】

- 課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図るとともに、保育士等が研修を受けられる環境整備を進める

【第三者評価等による質の評価・改善の推進】

- 公定価格の加算措置により実施を支援するとともに、第三者評価の内容の改善と評価者の育成などを通じ第三者評価を推進する

【効率的・効果的な指導監査の推進】

- 監査項目の標準化を行うとともに、保育業務施設管理プラットフォーム（令和8年稼働予定）を活用し、全国各地域での効率的・効果的な監査を推進



- 各都道府県で保育の質の確保・向上に係る中核的な機能を構築する【都道府県：80%（令和8年度）】

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

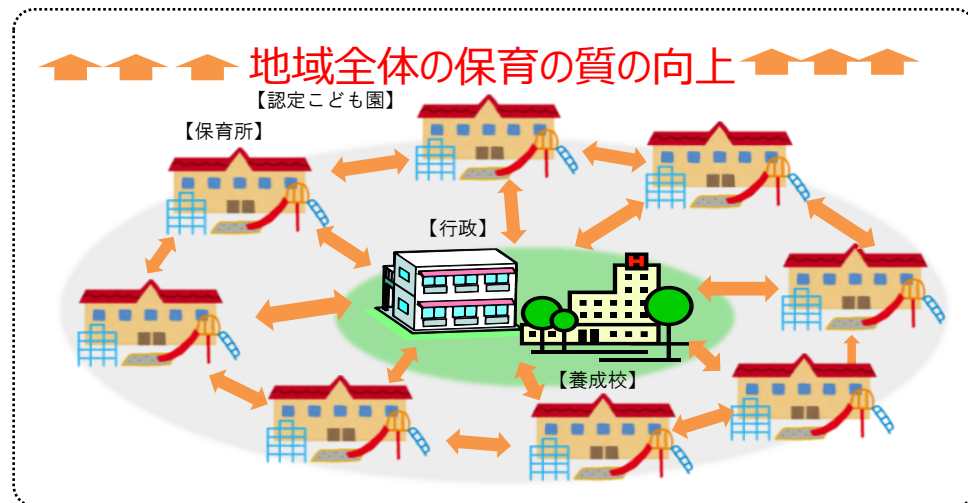
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）

【委託基準額】

都道府県等1か所当たり 800万円程度

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

事業の概要

- ①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実に図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- ②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。
- ③放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑤公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒②のメニューにおいて、以下の見直しを実施

- ・ 保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象とする。
- ・ 都道府県域で事業を実施する場合、「保育事業者支援コンサルタント」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

【補助単価】①～③ 4,064千円 (①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円)

④、⑤ 1,641千円